

尼崎 SIB 事業評価報告書

武蔵大学 粉川一郎

平成 28 年 8 月

目次

1. 評価の設計
 - 1-1. 全体設計について
 - 1-2. ステップアップの判断基準
 - 1-3. 経済価値換算の考え方
 - 1-4. 定性的評価について
2. 実測されたデータ
 - 2-1. アウトリーチの概要
 - 2-2. 定性的評価の概要
3. 評価結果
 - 3-1. ステップアップの状況
 - 3-2. 経済価値換算
 - 3-3. 定性的評価
4. まとめ
使用データ等の出典
資料：ふりかえりシート

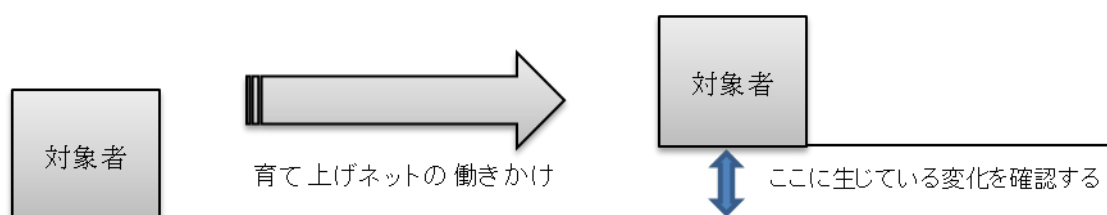
1. 評価の設計

1-1. 全体設計について

本評価は尼崎市 SIB 事業がもたらした成果について、事業開始から 1 年が経過した時点での評価を行うものである。当該事業は引きこもり状態にある事業対象者に対して、特定非営利活動法人育て上げネットが、働きかけ（アウトリーチ）を行い、既存の就労支援事業への参加を促すものである。

そのため、本評価の中心的な評価対象は、育て上げネットのアウトリーチを受けた事業対象者にどのような変化が生じたか、ということになる。（図 1）

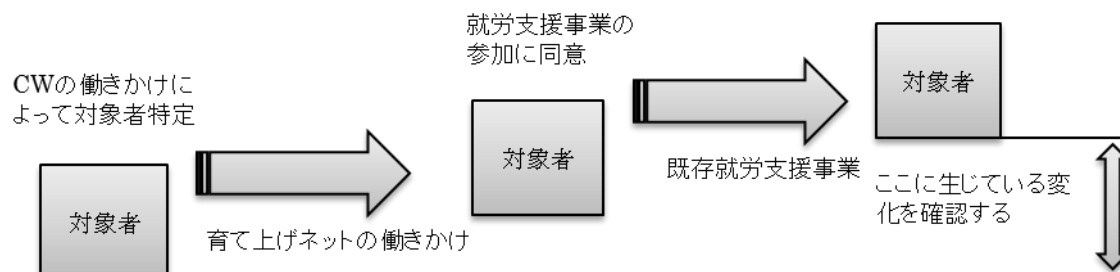
図 1



一方、本事業では育て上げネットのアウトリーチの結果、尼崎市の既存就労支援事業につながる事が、大きな目標の一つである。そのため、今回の事業終了時点である 2016 年 6 月末時点で就労が実現した場合、対象者に生じた変化については、尼崎市の既存就労支援事業によってもたらされた成果も反映してくることとなる。

しかしながら、本来、働きかけを行わなければ、そのままの状態が継続したと考えられる対象者を事業対象としているため、本事業の評価にあたっては、当該対象者に期間内に生じたすべての変化を本事業によって生み出された価値として捉え、原則として、育て上げネットが実施した事業による効果と、既存の就労支援事業によって得られた効果については切り分けをしない。（図 2）

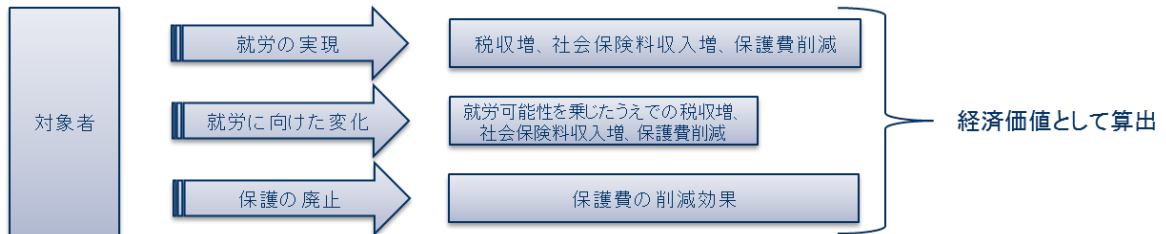
図 2



原則として、こうした対象者に生じた変化をもとに、将来就労によって得られるであろう

う賃金を想定し、そこから得られる生活保護費削減効果や納税額の向上などをもとに、本事業の経済価値を算出する。(図3)

図3



一方、こうした事業の価値は、単に就労実現による経済的価値の向上だけではなく、就労が実現することによる対象者の QOL の向上、対象者の家族の精神的負担の改善、また、事業によって CW や尼崎市に新たな知見がもたらされるなど多岐にわたる。この点についてもあわせて確認をするために、インタビューやアンケートなどを用いて定性的なデータを得て、評価の参考情報とすることとした。

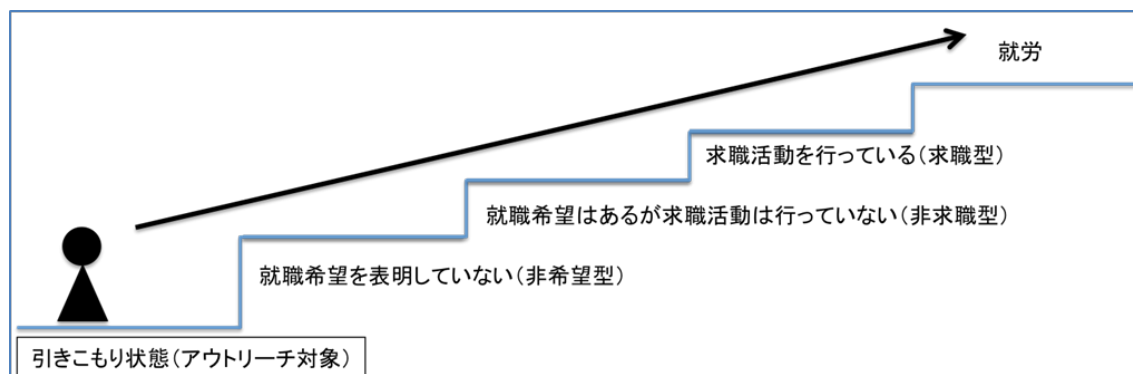
1-2. ステップアップの判断基準

今回の事業実施期間は1年間と設定されていた。しかしながら、1年間の事業実施で、必ずしもすべての対象者が就労を実現することは難しいと、当初から想定されていた。

そこで、下記のような理由から、当初対象者に生じた「就労」に向けたポジティブな変化を以下のように評価し、経済価値換算することとしていた。(図4)

- ・就労が実現する前の段階として、さまざまな意識面での変化、行動面での変化が生まれる
- ・こうした変化は、将来の就労の可能性を高めるものである
- ・これらの変化をもとに、事業終了後の事業対象者の状態の変化を、「求職型」「非求職型」「非希望型」(注1)に3分類し、それぞれの状態からの就職の可能性を考慮に入れて、今後得られる経済価値の算出を行う。

図4



就労に向けた変化の判断方法(出典:日本財団、SROIネットワークジャパン作成資料)

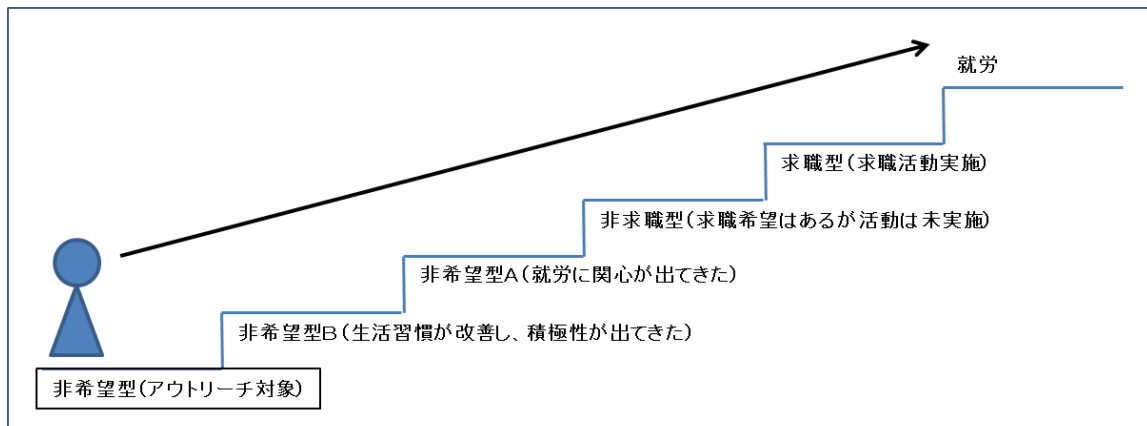
しかしながら、一方で、「非希望型」の定義については異論もあった。例えば上記分類のもとになる内閣府の調査では、「非希望型」についても将来の就労可能性が一定程度存在することになっている(後述)。また、今回の事業の実施団体である育て上げネットでは、アウトリーチ対象の引きこもり状態の人々も含め「非希望型」に分類している。

そこで、今回の評価では下記のような形で非希望型について3分類を行った。

- ・非希望型(引きこもり状態を含んだ、何も行っていない状態)
- ・非希望型B(非希望型のうち、外出したり他者に興味を持ったり積極性が出た状態)
- ・非希望型A(非希望型のうち、就労について興味が出ている状態)

このように非希望型を3段階に分類し、これまでの非求職型、求職型あわせ、就労までを5段階に分類することにより、より対象者の変化をきめ細かくとらえることが可能になった。(図5)

図 5



就労に向けた変化の判断方法(日本財団、SROIネットワークジャパン作成資料を基に粉川が修正)

これらの5段階の変化が生じたか否かの判断基準については以下の基準を設定した。

○就労

- ・就労したか否か。正規雇用、非正規雇用は問わない

○求職型(下記のいずれかを満たした場合)

- ・既存就労支援プログラムに参加すること
- ・既存就労支援プログラムに参加する意思を見せること
- ・インターネットの求人・求職サイトを見ている、あるいは応募している
- ・新聞広告の求人欄・求人情報誌を見ている、あるいは応募している
- ・求人雑誌やチラシを見ている、あるいは応募している
- ・公共職業安定所や民間職業紹介所に足を運ぶ、あるいは申し込んでいる
- ・公共職業安定所や民間職業紹介所のサイトを見ている
- ・労働者派遣事業所に登録して仕事ができるのを待っている
- ・事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている
- ・支援者に対して「職に就きたい」という意思表示をしたうえで、就職活動について相談している

○非求職型(下記のいずれかを満たした場合)

- ・支援者に対して「職に就きたい(お金を稼ぎたい)」という意思表示をしている(就職活動については相談していない)
- ・就労体験や、ボランティア体験を行った

○非希望型A（下記のいずれかを満たした場合）

- ・就職に関する情報に関心を示した
- ・勉強（資格、学校）を始めた

○非希望型B（以下に設定した50項目の判断項目のうち、8項目以上を満たした場合）

身体に関するもの(5項目)

- ・表情が豊かになった
- ・目線、手の動き、呼吸の状態などが落ち着いた
- ・体調(顔色など)がよくなった
- ・自傷行為等がなくなった
- ・通院服薬等、健康管理ができるようになった

生活習慣に関するもの(5項目)

- ・身なりがよくなった(洗顔、洗髪、口腔ケア、衣服の洗濯、爪、化粧)
- ・部屋の片づけ、文字の書き方などがよくなった
- ・規則正しい生活ができるようになった(昼夜逆転が解消した)
- ・理由のないキャンセル、ドタキャンがなくなった
- ・自分のことを自分でできるようになった

コミュニケーションに関するもの(15項目)

- ・本人とコミュニケーションが取れた
- ・部屋に入れた
- ・人の話を聞くことができた
- ・次回訪問の約束ができた
- ・支援者など他者の名前を覚えたり、配慮できるようになった
- ・一人ではなく家族と過ごす時間が増えた
- ・家族との会話が増えた
- ・声が大きくなった、よく話すようになった
- ・ポジティブ、ネガティブどちらにせよ感情表現が豊かになった
- ・自分の気持ちが話せた
- ・知らない人と話せた
- ・友人・知人と過ごす時間ができた

- ・携帯電話やメールで受け答えができるようになった
- ・誰かに相談ができた
- ・待つことができるようになった

主体性・自信に関するもの(5項目)

- ・他人のせいしなくなった
- ・将来のことを語る、考えるようになった
- ・支援者に認めてもらいたいそぶりを見せた
- ・何かを決断できた
- ・誰かを信じられた

興味関心に関するもの(5項目)

- ・食事に興味を持ち始めた
- ・外出に興味を持ち始めた
- ・支援者など他者に興味を持ち始めた
- ・買いたいものができた
- ・本を読んだり、ネット検索するようになった

環境に関するもの(5項目)

- ・保護者や家族が協力的になった
- ・笑顔が出るなど家族が安定した
- ・外出用に服や靴を買った
- ・携帯電話やPCなどを揃えた
- ・独居した

活動に関するもの(5項目)

- ・部屋から出てきた
- ・支援者と一緒に何かをした
- ・外出した
- ・電車などの公共交通を利用した
- ・スケジュールが決められるようになった

就職に関するもの(5項目)

- 就職に関する情報に関心を示した。
- 勉強(資格、学校)を始めた
- ☆就労体験、ボランティア体験を行った
- ☆就職の意向を示した
- ★就職活動を行った、あるいは相談をはじめた

注: ☆の項目を満たした場合は非就職型、★の項目を満たした場合は就職型に移行したと考える。

参考資料

- 厚生労働省 平成19年3月「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」財団法人 社会経済生産性本部
- ヒアリング調査から見たポジティブな変化の大きさし
- ・支援者の見立て（アンケート調査）
- 若者無業白書
- 育て上げネットのレベル定義
- 尼崎の現場実態
- 本事業の報告書データ

注：本判断基準は本事業のために独自に設定したものである。

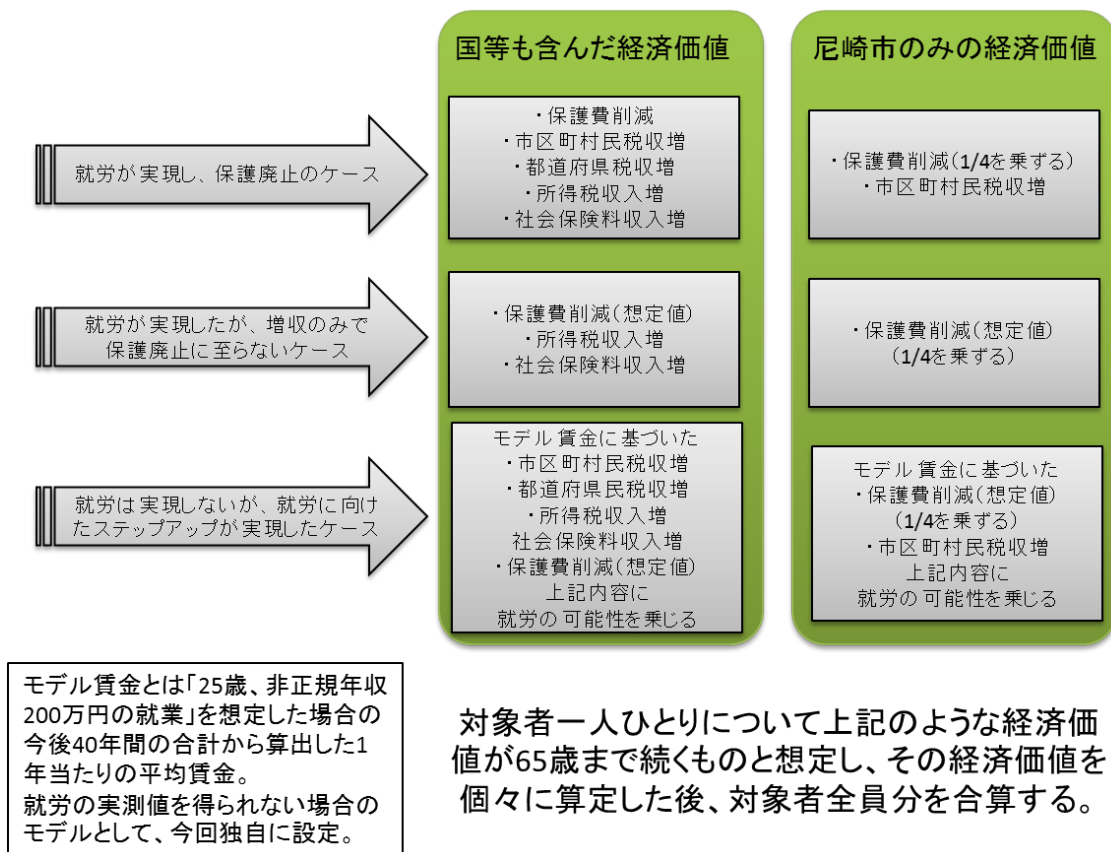
非希望型の細分化した分類については今回独自に設定した分類である。そのため、移行にあたっての判断基準も新たに設定をした。判断基準作成にあたっては、上記表にある参考資料を用いたほか、今回これまでの支援者による口頭での訪問報告および、報告書のテキストデータに対してテキストマイニングを実施し、そこから頻出語として得られた視点を利用している。アウトリーチ対象者に起こりうる変化には細かなものが多いため、こうした細かな「サイン」をチェックすることが対象者に生じている変化を確認するために有効と考えられる。

1-3. 経済価値換算の考え方

対象者に生じたポジティブな変化（ステップアップ）をもとに、本事業の経済価値換算を行う。経済価値換算の基本的考え方は、1-1. で述べたように、事業対象者が事業実施期間中に就職をすれば、その後に得られる収入を基に、生活保護費の削減、税収の増加を経済価値換算として算出する。また、事業対象者が事業実施中に就職に至らなくても、事業対象者に生じたポジティブな変化（ステップアップ）が、今後の就業可能性を向上させたと考え、ステップアップした段階に応じて一定の係数を乗じることで、今後の収入の期待値を算出し、事業の経済価値換算に利用する。

経済価値換算の基本的な枠組みは図6のようになる。

図6



注：後述するように、今回の事業では、就労が実現したケースは存在しなかった。しかしながら、評価設計時点では就労が実現したケースを念頭に置いて評価の枠組みを設計しているため、上記の図についてもそのまま記載している。

○賃金の実測値と、モデル賃金の在り方

今回の事業により就労が実現した対象者については、就労時の賃金および雇用形態（正規非正規）、保護費削減あるいは廃止の情報を基に、今後の賃金上昇を予測する。その後、

毎年得られる収入から算出される税金、社会保険料収入、保護費の削減額等の経済価値の算出を行う。その上で、当該の年齢から 65 歳までの毎年の経済価値を合算（後述する割引率、再保護、離職の可能性についても考慮する）し、最終的な経済価値を算出する。

しかしながら、実際に就労が実現しない対象者については、算出の基礎となる就労時の賃金および雇用形態が明らかではない。そこで、25 歳年収 200 万円非正規雇用での就業が実現した人物の今後 65 歳までの賃金変動を予測し、その 1 年当たりの平均額を「モデル賃金」として設定をする。就労が実現しなかったが、ポジティブな変化が生まれた対象者については、このモデル賃金での就労を前提とした経済価値の算出を行う。

なお、社会保険料については、国民健康保険等の可能性については今回検討していない。また、年金についても厚生年金を前提としている。この前提が異なることによって、経済価値の算出の結果が差が出てくる可能性があることを、ここで言及しておく。

図 7

モデル賃金の設定

25歳
非正規
年収200万円



65歳までの
賃金変動を
予測

- ・非正規雇用における賃金変動カーブを基に、将来の賃金を予測する
- ・5年後に一定数が正規雇用に移行したとみなす。
- ・正規雇用に移行した分については、正規雇用における賃金変動カーブを適用する。
- ・正規雇用への移行の期待値が異なるため、予測は男女別に実施する
- ・賃金変動カーブは厚生労働省平成26年賃金構造基本統計調査」を基に設定する
- ・正規雇用への移行可能性については「第6回21世紀成年縦断調査」を基に設定する。

上記条件を考慮したうえで、1年当たりの平均賃金を男女別に算出し、これを「モデル賃金」とする。

この方法により算出されたモデル賃金は

男性収入：2,436,347 円（月額：203,029）

女性収入：2,139,510 円（月額：178,292）

となる。

○モデル賃金を基にした各種納付税額、社会保険料の算出方法

モデル賃金は 180 万円以上 360 万円未満に収まるので、給与所得額は
収入×70%-18 万円により

男性給与所得：1,525,443 円

女性給与所得：1,317,657 円

となる。

社会保険料の算定にあたっては、モデル賃金を 12 等分した月額収入を、標準報酬月額と捉えると等級および保険料は下記の通りとなる。(全国健康保険協会の平成 28 年度標準報酬月額表による)

男性：17 等級	健康保険料	20,140 円 (折半額 10,070 円)
	厚生年金保険料	35,656 円 (折半額 17,828 円)
女性：15 等級	健康保険料	18,126 円 (折半額 9,063 円)
	厚生年金保険料	32,090 円 (折半額 16,045 円)

ここから、年間当たりの社会保険料負担分(本人負担分)が、

男性社会保険料(本人負担額)：334,776 円

女性社会保険料(本人負担額)：301,296 円

と計算される。

男女それぞれの収入から、基礎控除 330,000 円、社会保険料本人負担額全額を差し引きそれぞれの課税所得額を計算すると、

男性：860,667 円

女性：686,361 円

となる。

ここから市区町村民税(6%)、都道府県民税(4%)、市区町村民税均等割(3,500 円)、都道府県民税均等割(1,500 円)、調整控除額(基礎控除の差額 50,000 円に市区町村は 3%、都道府県は 2%を乗じた額)を算出し、納付額を計算すると

男性： 市区町村民税：53,600 円

都道府県民税：34,900 円

女性： 市区町村民税；43,100 円

都道府県民税：27,900円

(ここでは100円未満の端数は切り捨てて表記している)
が導き出される。

また、所得税については、基礎控除を380,000円にて課税所得額を再計算すると、

男性：810,667円

女性：636,361円

となり、いずれも、所得税率5%が適用される収入帯となるので、

男性： 所得税：40,533円

女性： 所得税：31,818円

が導き出される。以上の内容をまとめたものが表1である

(表1)

■社会保険料、市区町村民税、都道府県民税、国税の計算 市区町村民税、都道府県民税の100円未満の端数は切り捨て)		
	男性	女性
モデル賃金	¥2,436,347	¥2,139,510
モデル賃金(月額)	¥203,029	¥178,293
給与所得額	¥1,525,443	¥1,317,657
基礎控除(住民税)	¥330,000	¥330,000
社会保険料控除	¥334,776	¥301,296
課税所得額	¥860,667	¥686,361
市区町村民税		
調整控除(市区町村 .3%)	¥1,500	¥1,500
所得割(市区町村税 .6%)	¥51,600	¥41,100
均等割(尼崎市)	¥3,500	¥3,500
納付額(市区町村民税)	¥53,600	¥43,100
都道府県民税		
調整控除額(都道府県 .2%)	¥1,000	¥1,000
所得割(都道府県民税 .4%)	¥34,400	¥27,400
均等割(兵庫県)	¥1,500	¥1,500
納付額(都道府県民税)	¥34,900	¥27,900
所得税		
基礎控除(国税)	¥380,000	¥380,000
課税所得額(国税)	¥810,667	¥636,361
納付額(所得税)	¥40,533	¥31,818
社会保険料(月額)		
本人負担	¥10,070	¥9,063
事業所負担	¥10,070	¥9,063
厚生年金(本人負担)	¥17,828	¥16,045
厚生年金(事業所負担)	¥17,828	¥16,045
月額合計	¥55,796	¥50,216
年間合計	¥669,552	¥602,592
月額(本人負担)	¥27,898	¥25,108
年額(本人負担)	¥334,776	¥301,296

○生活保護費削減による経済価値の考え方

今回の事業によって生活保護の廃止や、生活保護費の削減が実現した場合は、その実測値をそのまま、事業によって生み出された経済価値と考え、後述する割引率を適用したうえで 65 歳までの年数を乗じる。また、保護費削減の経済効果については、尼崎市分については一律 1/4 と設定する。また、保護廃止が実現しておらず、増収による保護費削減のみが達成された者については、依然生活保護を受けていることになるため、市区町村民税および都道府県民税を経済価値から省くこととする。

う 生活保護の廃止や、生活保護費の削減が実現していないポジティブな変化を見せている対象者の計算の取り扱いについては後述する。

○離職率および再保護率、割引率について

離職率および再保護率については、総務省行政評価局が平成 26 年に行った「生活保護に関する実態調査結果報告書」によれば「働きによる収入の増加・取得により保護廃止となった世帯のうち、離職等により翌年度までに再保護となったケース」が 8.3%見られるため、保護廃止想定者に対して初年度のみこの数値を適用して、再保護率について考慮するものとする。また、就労・増収の実現を想定した者の離職率については、一般的な就業府継続率として本事業開始時から想定されていた 8.1%を採用し、初年度のみこの数値を適用している。

また、割引率については、国土交通省による公共事業評価の費用便益分析（共通編）で示されている 4%を用いる。

1-4. 定性的評価について

本事業は引きこもり状態にある若者に対するアウトリーチ事業であり、この事業が与える影響は対象者そのものの人生に大きな変化を生み出す可能性がある。この変化は、単なる社会保障費の削減や税収増に留まらない、一人の人間の人生を左右する大きなものであり、その価値が QOL に与える影響は計り知れないものと思われる。

しかしながら、一方で、そうした変化を客観的に測定する方法論は整備されておらず、また、今回の対象者の特殊性から外部評価者が積極的にこうした「人生に与えたインパクト」を計測することは、プライバシーの問題から言って難しい。また、外部評価の対象とされることそのものに、対象者が嫌悪感を示すことも十分に考えられる。

そこで今回は、「尼崎市 SIB 事業振り返りシート」なるアンケート調査用紙を準備し、育て上げネットのスタッフによる判断のもと、協力の可能性の高い対象者に対してのみ、振り返りシート記入を依頼した。また、依頼にあたってはあくまでも回答は任意であり、回答を拒否することに何の問題もない点について、十分認識できるように留意した。

こうした調査の特殊性から、ここで得られた回答は、いわゆる「調査結果」としての信頼性を担保することはできない。しかしながら、事業全体の在り方を理解する上での参考情報として役立つと考えられる。

また、一方でこの事業は、尼崎市の市政そのものにインパクトを与える可能性も存在している。特に、今回のアウトリーチ対象者と日常的に接しているケースワーカーにとっては、育て上げネットが行うアウトリーチの方法は、業務見直しや改善に向けての情報を得る上での示唆に富むものである可能性がある。そこで、今回、ケースワーカーに対してインタビュー調査を実施した。インタビュー調査は 2016 年 2 月と 5 月の 2 回に分けて 11 人に対して実施した。インタビュー調査の対象となるケースワーカーの選定にあたっては、尼崎市健康福祉局福祉事務所の協力を得た。

2. 実測されたデータ

2-1. アウトリーチの概要

今回の事業実施の概況は以下のとおりである。

期間 : 2015年7月1日～2016年6月30日

アウトリーチ候補者数 : 22人

アウトリーチ成功者数 : 20人

アウトリーチ件数 : 226回 (キャンセル41回を含む)

平均アウトリーチ回数 : 11.3回 (キャンセル平均2.05回を含む)

1回のアウトリーチごとに、何を行ったか、対象者の反応、対象者の状況に関するレポートがA4、1枚の様式にて行われている。

今回の外部評価においては、このレポートを基に、対象者の変化について評価を行った。

今回育て上げネットが実施したアウトリーチの特徴としては、通常のカースワーカーの訪問等に比べ圧倒的に頻度が高いことがまず挙げられる。また、アウトリーチの内容も、趣味の話をしたり、一緒に食事やお茶をしたり、カラオケボックスやその他大規模レジャー施設に行ったりするなど、通常の行政の枠組みでは行うことができない、NPOならではの柔軟性の高い内容となっている。

2-2. 定性評価の概要

定性評価に関する概要は以下のとおりである

・ケースワーカーインタビュー

- 実施時期 : 2016年2月29日、5月27日
実施件数 : 3件(2月29日)、7件(5月27日) 合計10件
時間 : 1件当たり15分程度
内容 : ・SIBに対する評価(感想レベル)
・育て上げネットの取り組みから得られた知見
・育て上げネットの取り組みにより見られた対象者の変化
・SIB実施による、今後のCW活動への影響
・SIBに関する増加した業務量

・対象者アンケート(振り返りシート)

- 実施時期 : 2016年7月
回答者 : 対象者本人もしくはその家族
実施件数 : 12件
内容 : ・自分の変化について(身体、生活習慣、コミュニケーション、主体性・自信、興味関心、環境、活動、就職意識)
・特に変わってよかったと思う自分の変化について
・自由記述

3. 評価結果

3-1. ステップアップの状況

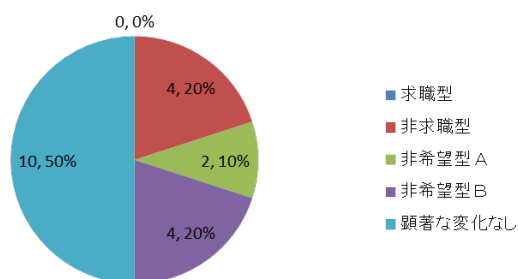
1章で述べた評価基準に基づき、育て上げネットから提出されたレポートを基に対象者の変化について評価した結果、以下のような変化が見られた

表. 対象者の変化一覧

年齢	性別	スコア	評価
10代	男性	9	非求職型
30代	女性	5	
20代	女性	15	非求職型
10代	男性	0	
20代	男性	12	非求職型
10代	女性	17	非求職型
20代	女性	0	
20代	男性	10	非希望型B(コミュ、活動)
20代	男性	13	非希望型A
30代	男性	2	
10代	男性	18	非希望型A
30代	男性	11	非希望型B(身体、コミュ、活動)
30代	男性	17	非希望型B(コミュ、興味、活動)
30代	男性	2	
20代	男性	0	
10代	女性	7	
20代	男性	1	
20代	男性	7	
20代	男性	11	非希望型B(コミュ、活動)
10代	男性	2	

グラフ. 対象者の変化一覧

事業対象者変化の状況



- ・今回、アウトリーチ対象者の約半数(10人50%)にポジティブな変化が認められる。
- ・20%が非求職型へ移行。
- ・30%が非希望型AもしくはBに以降。
- ・支援期間の長さ、変化の度合いには関係性がある可能性が見受けられる。
- ・スコアと、変化の非希望型A、非求職型への移行には関係性がある可能性が見受けられる。

スコアや基準を満たしていても、その後「後戻り」を起こしている事例については最終評価を修正している(1番、4番、6番、11番、15番)

すべての対象者に生じた変化について、評価基準を基に評価を行い、その結果に基づいて最終的なステップアップの評価を実施しているが、例えば一度は求職型や非求職型と判断される変化を生んでいた事例でも、事業対象期間中に連絡が取れなくなったり、求職活動をやめてしまったような事例は「後戻り」と判断し、最終的な評価の段階を一つ下げるなどの修正を行っている。

約1年間のアウトリーチ事業で、半数の対象者に対してポジティブな変化を生み出したことは、評価してよいと思われる。残念ながら就業を実現したケースは見られなかったが、就労実現に向けた支援事業に参加する事例が複数見られていることは、成果が一定のレベルに達していることをうかがわせる。対象者のおかれた状況が非常に困難であることを考え合わせれば、「成果が出ている」と積極的に評価してもよいであろう。

特に、長期間引きこもり状態にあった人が、外出できるようになったり、外で運動を行ったりするようになってきているケースや、外食時に自分で希望を述べて食事をしたり、ほしい商品を探すために店員と会話しているケースなど、アウトリーチ前には見られなかったアクティビティやコミュニケーションが急激に改善しているケースが多々見られる。

一方で先に述べたように「後戻り」を起こしている事例が複数見られる。特に最後の数か月にこの件数が増加している点は特記しておきたい。こうした後戻りが起こる理由とし

では、そもそも「後戻り」は困難な状況に置かれている対象者においては当然起こりうることだ、という考え方があり、まさに当該事業の難しさを示すものと捉えることもできる。しかしながら、もう一つの考え方として、この事業が残り数か月間で終わるという焦りが、アウトリーチを行う側、そして受ける側、双方の心理的な焦りにつながり、そのことが後戻りの遠因になったという可能性も考えられる。この点については根拠が明確にあるものではなく、今後検証が必要な内容と考えられるが、困難な状況に置かれた対象者にアプローチする事業においては「焦り」を生じさせないような十分な事業期間の長さを担保する必要性が指摘できるであろう。

また、件数が少ないため確実なことは言えないが、支援期間の長さと、ステップアップの段階には一定の関係性がみられる可能性がある。上記の表はおおむね、事業対象期間が長かった対象者ほど上に位置しており、より長い期間の支援を受けた者ほどステップアップの段階が上がっているようにも見受けられる。こうした点からも、数年単位の長い支援期間を設定することがこのようなアウトリーチ事業では妥当であると考えられる。

重ねて、「非希望型」の段階判断におけるスコアの上昇と、非希望型A、非求職型、求職型の移行についても一定の関係性がみられる可能性についても言及しておく。おおむね、10ポイント以上のスコアをあげることで「次の段階」が見えてくるように見受けられる。今回初めて作成した非希望型における対象者変化の指標 50 項目の妥当性を考えるうえで、こうした傾向が出ていることは重要な意味を持つであろう。

3-2. 経済価値換算

まず、初めにこれから算出する経済価値については、実際に対象者に増収が実現したのではなく、また、それが保証されているものでもない。あくまでも「想定値」である。また、その想定値も対象者それぞれが65歳になるまでの今後数十年間を合算して得られた「想定値」を現在価値に換算したものであることにご留意いただきたい。

その上で、3-1. で得られた結果を基に、今回の尼崎市 SIB 事業の経済価値の計算を行った。まず、前提として下記の3点について確認しておく。

- ・就労が実現した対象者はいなかったこと
- ・そのため、就労によって得られる賃金の実測値が得られなかったこと
- ・就労等による増収を前提とした生活保護廃止や生活保護費削減の実測値がえられなかったこと

そのため、今回の計算では、1章において述べた「モデル賃金」を基に、それぞれのステップアップの段階に応じた将来の就労可能性の数値を用いて経済価値を算出することとする。また、将来の就労可能性、および保護廃止、保護額削減の可能性については、尼崎市から提供された平成27年度就労支援事業の実績を用いる。尼崎市のデータによれば、就労支援事業の参加者の内、生活保護の廃止が実現した者は7.9%、就労・増収したものの廃止に至らなかった者は31.2%となっている。保護廃止時の平均保護費削減額は93.6千円/月、就労・増収した者の平均保護費削減額については49.7千円/月となっている。

この数字はあくまでも就労支援事業に参加した者の数字であるが、今回ステップアップの段階として設定している「非求職型」については、就労体験やボランティア体験など、実際の活動に踏み込んだ段階を想定しているため、比較的この層に近いと考え、尼崎市提供の数値をそのまま適用する。またその下の「非希望型A」および「非希望型B」については、この「非求職型」へのステップアップの途中段階にあるというおことで、それぞれ尼崎市提供の数値の1/2、1/4を乗じた数値を適用する。なお「非希望型」については、顕著な変化が見られない層と考えられるため、経済価値には含めていない。「求職型」については、今回実現したものがいないため、数値の設定も行っていない。

また、市町村民税および都道府県民税の経済効果については、保護廃止の可能性である7.9%（およびその1/2、1/4）分のみ算入し、保護廃止に至っていないが、就労・増収した者の割合31.2%（およびその1/2、1/4）分については算入しない。

計算の考え方を例で示す。

例：30歳女性 非求職型へステップアップ

この例を基に、経済価値（尼崎市）を計算してみる。まずモデル賃金2,139,510円（女性）に基づいて算出された、市区町村民税43,182円の内、生活保護廃止者分として7.9%を乗

じた 3,411 円が初年度の増収の期待額となる。また、生活保護費の削減については、廃止分が 93,600 円×7.9%×12、増収による削減分が 49,700 円×31.2%×12 であり、これに尼崎市分として 1/4 を乗じて 68,700 円が初年度の削減分の期待額となる。

2 年目以降は離職および再保護率を考慮する。市区町村民税の増収の期待額は、43,182 円×7.9%×91.7%の 3,128 円となる。生活保護費の削減額については、廃止分 93,600×8.9%×91.7%×12、増収による削減分 49,700×31.2%×91.9%×12、これらの和に 1/4 を乗じた =65,668 円を尼崎市分と考える。よって 2 年目以降の生活保護費の削減分の期待額は 65,668 円となる。

女性が 30 歳であるため、65 歳までの 35 年間この経済価値が続くと考え、初年度(3,411 円+68,700 円)+2 年目(3,128 円+65,668 円)×0.96 (割引率) +3 年目(3,128 円+65,668 円)×0.96²+・・・+35 年目(3,128 円+65,668 円)×0.96³⁴ で求められる、¥1,264,700 が、当該の対象者のステップアップによる経済価値となる。

国も含めた経済価値の計算の際には、上記の内容に合わせ、都道府県民税収入 (廃止者分のみ)、社会保険料収入、所得税収入を合算し、同時に生活保護費の削減額については 1/4 を乗じていない。

こうした考え方の結果、算出された今回事業の経済価値は下記 (表 2) のようになる。なお、再度繰り返すが、ここで提示する経済価値はあくまでも「想定値」である。また、対象者の年齢がまちまちのため、経済価値を計算する対象年数は人により異なる。最も長い対象者の場合 48 年分の経済価値を算出している。ゆえに、下記の数値は最大で今後 48 年間で考慮したうえでの数値となっている。

(表 2)

尼崎市へのインパクト	
市町村民税収入分	¥447,426
保護費削減分	¥7,768,704
尼崎市合計	¥8,216,130
国も含めた全体のインパクト	
市町村民税収入分	¥447,426
都道府県民税収入分	¥290,852
社会保険料収入分	¥28,627,804
所得税収入分	¥1,664,584
保護費削減分	¥31,074,815
国を含めた合計	¥62,105,480

このように、尼崎市へのインパクトは約 820 万円、国も含めた全体のインパクトは約 6200 万円となった。

内訳をみてみると、尼崎市の場合 9 割以上が保護費削減分が占めている。つまりは、実際に保護の廃止や増収による保護削減が期待通り行われないとこれだけの経済的インパクトは得られないことになる。また、国も含めた全体のインパクトでも、保護費の削減分が 50%程度占めている。

一方で国の場合は社会保険料収入も保護費の削減額と同程度の高い割合を占めている。こちらを考慮にいればなければ、税収増のみのインパクトは非常に低い値に留まる。

なお、経済価値をとる範囲を今後 20 年、10 年、5 年に限定した数字については以下のとおりである。(表 3) (表 4) (表 5)

(表 3)		(表 4)		(表 5)	
インパクト 5 年分)		インパクト (10 年分)		インパクト 20 年分)	
尼崎市へのインパクト		尼崎市へのインパクト		尼崎市へのインパクト	
市町村民税収入分	¥102,571	市町村民税収入分	¥184,596	市町村民税収入分	¥306,009
保護費削減分	¥1,780,902	保護費削減分	¥3,205,560	保護費削減分	¥5,314,346
尼崎市合計	¥1,883,472	尼崎市合計	¥3,390,155	尼崎市合計	¥5,620,355
国も含めた全体のインパクト		国も含めた全体のインパクト		国も含めた全体のインパクト	
市町村民税収入分	¥102,571	市町村民税収入分	¥184,596	市町村民税収入分	¥306,009
都道府県民税収入分	¥66,676	都道府県民税収入分	¥119,997	都道府県民税収入分	¥198,922
社会保険料収入分	¥6,561,567	社会保険料収入分	¥11,810,906	社会保険料収入分	¥19,581,006
所得税収入分	¥381,471	所得税収入分	¥686,653	所得税収入分	¥1,138,384
保護費削減分	¥7,123,607	保護費削減分	¥12,822,238	保護費削減分	¥21,257,382
国を含めた合計	¥14,235,892	国を含めた合計	¥25,624,389	国を含めた合計	¥42,481,704

今回のような事業については、その影響が長期間に及ぶものであるため、最低でも 20 年程度は経済価値をみる期間をとらないとインパクトとなる数値が低くとどまることが理解できる。

ここまでの数値は年収 200 万円の非正規雇用でキャリアをスタートさせるモデル賃金を適用したものである。一方、こうした条件のモデル賃金が今回の事業対象者に適用可能かどうかについては意見が分かれるところであろう。そこで、年収 100 万円および 300 万円の非正規雇用でキャリアをスタートさせる別のモデルを検討した。(表 6) (表 7)

下記がその試算から得られたインパクトである。

(表6)

インパクト 参考 収入100万円)	
尼崎市へのインパクト	
市町村民税収入分	¥17,838
保護費削減分	¥7,768,704
尼崎市合計	¥7,786,542
国も含めた全体のインパクト	
市町村民税収入分	¥17,838
都道府県民税収入分	¥4,459
社会保険料収入分	¥12,884,533
所得税収入分	¥0
保護費削減分	¥31,074,815
国を含めた合計	¥43,981,645

(表7)

インパクト 参考 収入300万円)	
尼崎市へのインパクト	
市町村民税収入分	¥803,604
保護費削減分	¥7,768,704
尼崎市合計	¥8,572,307
国も含めた全体のインパクト	
市町村民税収入分	¥803,604
都道府県民税収入分	¥528,303
社会保険料収入分	¥42,449,841
所得税収入分	¥3,136,386
保護費削減分	¥31,074,815
国を含めた合計	¥77,992,949

このように、尼崎市に対するインパクトはもともとが保護費削減分の割合が大きいため、振れ幅はほとんどない。約40万円前後が市町村民税の減収および増収として表れているだけである。一方国全体を含めたインパクトの場合は、社会保険料収入が大きく変動することもあり、30%程度振れ幅が出てくる。

実際には年間100万円程度の賃金を前提にすると、保護廃止率は想定よりもずっと下がる可能性が高い。また、300万円程度の賃金を前提にすれば保護廃止率は向上するであろう。このことを勘案すれば、インパクトは提示した数値よりもさらに振れ幅が大きくなる可能性がある。こうした点に精度を上げるためには、より充実したデータの整備とその公開（オープンデータ）が必要となってくる。

3-3. 定性評価

○ケースワーカーインタビュー

ケースワーカーに対して行ったインタビュー結果を概観すると以下のようなものとなった。

- ・本事業を実施することに対して、ほぼすべてのケースワーカーがその意義を認めていた。
- ・ほぼすべてに近いケースワーカーが、今回の SIB によるアウトリーチ支援の必要性を感じていた。
- ・ほぼすべてに近いケースワーカーが、育て上げネットの実施したアウトリーチ手法を優れていると判断していた。
- ・特に優れている点として、訪問頻度とコミュニケーション手法が挙げられていた。
- ・多くのケースワーカーが、育て上げネットのアウトリーチ手法が今後の仕事の参考になる、と回答していた。
- ・一方で、今回のアウトリーチ手法をケースワーカー業務に応用する際には困難が生じる、という意見も多く見られた。具体的には、同レベルの訪問頻度は負荷的に不可能である点、公平性や公金を使った支援という点で、育て上げネットの取る手法（食事を共にするなど）がとりにくい、という点が挙げられた。
- ・そうした意味で、民間事業者が関与することの必要性に言及するケースワーカーが一定程度存在した。
- ・一方、少数意見ながら、育て上げネットのアウトリーチ手法から学びは得られなかった、新規性は感じられなかったというケースワーカーも存在した。
- ・今回の SIB 事業実施によって、ケースワーカーに新たな過大な負荷が生じたという意見はほとんど見られず、通常の業務の範囲内で対応可能という意見が大勢を占めた。

- ・このように、ケースワーカーからは、一部、参考にならなかった、という事例も存在したが、ほぼすべてのケースワーカーから、今回のような事業の必要性や、民間団体の持つノウハウの価値について高い評価がなされていた。

○対象者アンケート

対象者のアンケート結果については十分な数が得られていない。あくまでも参考情報として回答を紹介する。自自由記述欄の抜粋については文体からプライバシーにかかわる情報が得られないよう、筆者が一部文章を修正している。

*自分に起こった変化について

最も回答が多かったのは、コミュニケーションに関する部分である。大多数の回答者が

この部分に変化があったとしている。ついで外出に代表される活動に関わる変化、環境に関する変化などが多く回答されている。その他、身体に関する変化、生活習慣に関する変化、興味関心に関する変化、が半数以上の回答があり、全体として対象者に多くの面で変化が生じていたことと思わせる。(回答は本人、保護者分を合算)

続いて自由記述の回答状況である。

*自分に起こった変化の中でよかったと思われる点 (自由記述)

本人の意見

「人とかかわりをもちたくなかったと思っていましたが、時間をかけて(育て上げネットのスタッフが)話をしに来てくれたので、少しずつ人と話すのが楽になり、外出も不安なくできるようになった」

「抵抗なく外出できるようになった。会話がスムーズにできるようになったと思う」

「会話する人が増えた」

「知らない人に声をかけることが増えたので、以前より他人と話すことが増えた」

「特になし」

家族の意見

「家の中では特に変わらないが、外出ができるようになりうれしく思っている。あとは誰とでも話ができるようになれば、一人で外出も」

「初めのころよりも自分から積極的に話すようになった」

「小さいころから人見知りであったが、(今回事業で)よく出掛ける内に、年相応に他者とコミュニケーションをとれるようになった。この事業に参加できて本当によかった」

「支援者と外出したり、外出した時の様子を話してくれたり、楽しそうにしている姿をうれしく思っている」

「特になし」

* 今回の事業全般を通じての感想や思い（自由記述）

本人の意見

「自分自身の意見、行動を尊重し、応援してくれてとても感謝している」

「人と会うのも悪くないな、と感じるようになった」

「外出できるようになった」

「自分の趣味を理解してくれる人がいた。外に出て知らなかったことを多く学べた」

「事業を通じて、外出できるようになり非常に助かっている。ぜひ、今後も継続してもらえるとありがたい」

家族の意見

「担当の方の人柄がよく、対象者もすぐに馴染めたようで、外出もスムーズにでき、とても助かっている」

「このような機会があり、対象者にも変化が少しずつ見られ本当に感謝している。楽しい時間をありがとうございます」

「対象者ともどもこれからもよろしくお願いします。お二方（育て上げネットのスタッフ）のおかげでいろいろな思い出ができました」

「約束の時間に向けて準備をできるようになった。何に対しても前向きになったのが一番良かった点と思う」

「育て上げネットのスタッフに出会えてよかった。育て上げネットのスタッフがいてくれたから、少しずつ前へ行けたと思います」

少ないサンプル数ではあるが、対象者およびその家族の人生に大きくそしてポジティブな変化が起こっていることがうかがえる。特に家族の回答からはそうした傾向が強く感じられる。一方、対象者本人の回答からも、自分自身に前向きな変化が起こっていることを自ら意識している状況がうかがえ、また、その背景に育て上げネットスタッフの、対象者を尊重する態度が影響している様子が感じられる。

少ないサンプル数であり、また協力してくれることそのものが一つの回答者の偏りでもあることから、これをもって事業評価とすることはできないが、しかしながら、困難な状況にある対象者にとって、本事業がもたらす価値の大きさを感じさせる内容である。

4. まとめ

本事業について、アウトリーチの結果、対象者に起こったステップアップの状況、ケースワーカーのインタビュー結果などから、「大いに成果が出ている」と評価してよいと考えられる。特に、非常に困難な状況に置かれた対象者の半数にポジティブな変化が生じている点については高く評価してよいであろう。こうした対象者のほとんどは、ふりかえりシートの記事からもうかがえるように、本事業が実施されたことによって人生そのものが変わる強いインパクトを得ている。これまでの公的な支援だけでは手が届かなかった人々に、新たな人生の光明をもたらしたという意味では、民間非営利組織のノウハウを活用した形で、このような協働を今後も継続していくことの必要性が示唆された、ということもできるだろう。

一方で、SIB 事業としての経済価値については評価が難しいところである。投入された費用は約 1300 万円であるとされており、その点から考えれば、今回の試算結果によれば尼崎市単体での経済価値は、モデル賃金を 300 万円を設定した場合でもこれを超えない。しかしながら、最も標準的なモデルと考えられるモデル賃金 200 万円の場合でも尼崎市単体での経済価値は、820 万円程度であり、63%の回収率があるといえる。この程度の数字であれば、インプットのコストダウンや、事業のより効率的な進め方を検討すれば、検討価値のあるレベルに持っていくことができるであろう。

また、国全体を含めた経済価値でいえば、モデル賃金 200 万円のケースでも 6200 万円あまりの経済価値があり、インプットに対する比率でいえば 5.4 倍に膨らむ。国も含めた社会全体の経済価値でいえば、今回のようなアウトリーチ事業には積極的に取り組む価値があるといえる。

しかしながら、経済価値の計算方法についてはたくさんの議論の余地が残されていると言わざるを得ない。そもそも就労や生活保護の廃止、削減が実現していない今回のような状況で、将来期待できる就労の可能性や賃金の在り方について、今回計算のモデルは根拠が薄弱な部分があり、本来であれば十分な母数のデータが根拠として必要になってくる。一方で、マイノリティに対する支援では、既存のデータが不十分なケースが多く、なおかつ、データをとることそのものが、マイノリティに対する負担となりうることもあり、今後同様の事業を進めていくうえでデータの充実を待つ、という考え方は現実的ではないと考えられる。むしろ、信頼できるデータの積み重ねが、より確固とした評価の体系を作ることに役立つのは無論のことである。しかしながら、評価には絶対、というものではなく、あくまでも一つの切り口で対象に対する分析を行う行為に過ぎないという点については、正しく理解する必要がある。ある程度は「割り切り」が必要なのも評価という行為の特性である。

こうした厳しい状況の中で、少しでもより良い評価体系を作り、スタンダードと呼べる評価方法を作っていくためには、たくさんのトライアル事業を積み重ね、評価方法そのもののブラッシュアップを行っていく必要がある。今回の尼崎 SIB 事業は SIB のパイロット

事業であり、評価方法のブラッシュアップも目的の一つであった。今回事業の進捗とともに新たに設定した非希望型の3分類（「非希望型」「非希望型B」「非希望型A」）による評価基準や、この非希望型内でのステップアップの判断基準となる50項目の指標の設定は、まさに、トライアル事業の成果の一つ、と考えられる。こうしたトライアルを複数積み重ねていくことで、今後、スタンダードといえる評価方法を確立していくことになるだろう。

評価方法のスタンダードがある程度イメージできれば、今後はSIB事業の先進的な取り組みを進めている諸外国でもはじめられている「価格表（ここまでのステップアップが実現すればそれに対して〇〇円の支払いを行う）」のような取り組みも実現するかもしれない。本事業は日本におけるSIB事業やインパクト評価の在り方を考えるうえでのまさに礎となる可能性がある。

こうした意義ある事業に関わらせていただいた幸運に感謝するとともに、本評価作業に当たり協力をいただいた、認定NPO法人育て上げネット、日本ファンドレイジング協会、日本財団、そして何よりも尼崎市及び尼崎市民の方々に御礼を申し上げ、報告を終える。

使用データ等の出典

(割引率算定)

- ・公共事業評価の費用便益分析（共通編）（国土交通省）

(再保護率算定)

- ・生活保護に関する実態調査 結果報告書（平成 26 年 8 月 総務省行政評価局）

(保護費削減額、増収額算定、当初想定)

- ・厚生労働省第 16 回社会保障審議会生活保護基準部会資料から、「就労支援等の状況調査」

(保護費削減額、増収額算定、今回適用分)

- ・尼崎市から提供された平成 27 年度就労支援事業の実績

(事業終了時に就労していない「求職型」「非求職型」「非希望型」に分類された対象者の将来就労可能性の算定 当初想定)

- ・「地域若者サポートステーション事業の実績及び地域若者サポートステーションの利用者像（平成 24 年 4 月～8 月末実績）」「8. 進路決定者の内訳」および「行政改革推進会議「平成 25 年における「秋のレビュー」等の指摘事項に対する各府省の対応状況(平成 26 年 11 月 6 日時点)」及び追加提供資料（厚労省提供）

(事業終了時に就労していない「求職型」「非求職型」「非希望型」に分類された対象者の将来就労可能性の算定 今回適用分)

- ・尼崎市から提供された平成 27 年度就労支援事業の実績を利用して推定

(賃金上昇カーブ作成)

- ・厚生労働省平成 26 年賃金構造基本統計調査

(非正規雇用から正規雇用への移行可能性)

- ・厚生労働省平成 21 年第 6 回 21 世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査） or 四方理人（2012）「非正規労働者の正社員化における政策課題」 p10.表 2

(社会保険料算定)

- ・全国健康保険協会 平成 28 年度標準報酬月額表

資料：ふりかえりシート

尼崎SIB事業ふりかえりシート(保護者向け) 1/2

ご回答いただくみなさまへ

・本ふりかえりシートは、尼崎SIB事業に参加された方の**保護者の方**に、この事業を通じてどのような学びや気づき、そして、変化があったかを聞かせたいシートです。
・本ふりかえりシートへのご協力には**「任意」**です。お断りいただいても構いません。
・本ふりかえりシートをお書きいただくことによって、尼崎SIB事業に参加された期間の**お子さん**の学びや気づき、そして変化を思い出していただき、これからの活動につなげていただければと思います。また、参加者の方のお話を聞かせていただくことで、今回の尼崎SIB事業そのものの評価も行わせていただきたいと思います。
・本ふりかえりシートの回答にかかる時間は、15分程度を想定しています。
・本ふりかえりシートは、尼崎SIB事業の外部評価機関である武蔵大学の粉川研究室が作成しご協力をお願いするものです。本シートから得られた情報は、**尼崎SIB事業の評価作業のみに利用**されます。また、**個別の参加者を特定するような形での分析は行いません**。お書きいただいた内容は、**個別の参加者が特定されない形で、事業の評価報告書に記載させていただきます**ことがあります。

問1. 基本情報についてお答えください

いつごろから尼崎SIB事業に参加されましたか:

()年()月ごろ

問2. 尼崎SIB事業に参加されて、**お子さん**が変わったな、と思う点はどのような点ですか。下記の8つの中から、あてはまるものの番号すべてに○をつけてください。(例を複数あげていますが、全てを満たしてなくても構いません。)

1. 身体に関する変化
(例:体調が落ち着いた、よくなった、健康管理ができるようになった、など)
2. 生活習慣に関する変化
(例:規則正しい生活ができるようになった、みだしなみがよくなった、部屋がきれいになった、など)
3. コミュニケーションに関する変化
(例:よく話すようになった、家族以外と話すことが増えた、人の名前を覚えるようになった、携帯電話やメールでやりとりができるようになった、自分の気持ちが話せるようになった、感情表現(笑ったり、泣いたり)することが増えた、など)
4. 主体性・自信に関する変化
(例:将来のことを考えるようになった、何かを決断できるようになった、など)
5. 興味関心に関する変化
(例:これまで興味を持てなかったことに興味を持つようになった、新たに気になることが出てきた、など)
6. 環境に関する変化
(例:外出用に服や靴を買った、携帯電話や、PCを買った、家族の雰囲気が悪くなった、など)
7. 活動に関する変化
(例:外出するようになった、電車やバスなどを利用するようになった、誰かとゲームをしたり、遊びに行ったりするようになった、など)
8. 就職に関する変化
(例:勉強をするようになった(資格勉強を含む)、ボランティアや職業体験をするようになった、就職情報に目を通すようになった、就職しようかな、と思うようになった、など)

2/2

問3. 問2. で回答していただいた「**お子さんが変わったな**」と思う点のうち、**保護者から見て最も変わってよかったと思う点**はどのような点ですか。よろしければその理由も教えてください。

自由記述

問4. 今回の事業全般を通じた感想や思いがあれば教えてください。

自由記述

尼崎SIB事業ふりかえりシート(本人向け) 1/2

ご回答いただくみなさまへ

・本ふりかえりシートは、尼崎SIB事業に参加された方に、この事業を通じてどのような学びや気づき、そして、変化があったかを聞かせたいシートです。
・本ふりかえりシートへのご協力には**「任意」**です。お断りいただいても構いません。
・本ふりかえりシートをお書きいただくことによって、尼崎SIB事業に参加された期間のご自身の学びや気づき、そして変化を思い出していただき、これからの活動につなげていただければと思います。また、参加者の方のお話を聞かせていただくことで、今回の尼崎SIB事業そのものの評価も行わせていただきたいと思います。
・本ふりかえりシートの回答にかかる時間は、15分程度を想定しています。
・本ふりかえりシートは、尼崎SIB事業の外部評価機関である武蔵大学の粉川研究室が作成しご協力をお願いするものです。本シートから得られた情報は、**尼崎SIB事業の評価作業のみに利用**されます。また、**個別の参加者を特定するような形での分析は行いません**。お書きいただいた内容は、**個別の参加者が特定されない形で、事業の評価報告書に記載させていただきます**ことがあります。

問1. 基本情報についてお答えください

いつごろから尼崎SIB事業に参加されましたか:

()年()月ごろ

問2. 尼崎SIB事業に参加されて、**自分**が変わったな、と思う点はどのような点ですか。下記の8つの中から、あてはまるものの番号すべてに○をつけてください。(例を複数あげていますが、全てを満たしてなくても構いません。)

1. 身体に関する変化
(例:体調が落ち着いた、よくなった、健康管理ができるようになった、など)
2. 生活習慣に関する変化
(例:規則正しい生活ができるようになった、みだしなみがよくなった、部屋がきれいになった、など)
3. コミュニケーションに関する変化
(例:よく話すようになった、家族以外と話すことが増えた、人の名前を覚えるようになった、携帯電話やメールでやりとりができるようになった、自分の気持ちが話せるようになった、感情表現(笑ったり、泣いたり)することが増えた、など)
4. 主体性・自信に関する変化
(例:将来のことを考えるようになった、何かを決断できるようになった、など)
5. 興味関心に関する変化
(例:これまで興味を持てなかったことに興味を持つようになった、新たに気になることが出てきた、など)
6. 環境に関する変化
(例:外出用に服や靴を買った、携帯電話や、PCを買った、家族の雰囲気が悪くなった、など)
7. 活動に関する変化
(例:外出するようになった、電車やバスなどを利用するようになった、誰かとゲームをしたり、遊びに行ったりするようになった、など)
8. 就職に関する変化
(例:勉強をするようになった(資格勉強を含む)、ボランティアや職業体験をするようになった、就職情報に目を通すようになった、就職しようかな、と思うようになった、など)

2/2

問3. 問2. で回答していただいた「**自分が変わったな**」と思う点のうち、**自分が最も変わってよかったと思う点**はどのような点ですか。よろしければその理由も教えてください。

自由記述

問4. 今回の事業全般を通じた感想や思いがあれば教えてください。

自由記述